

成田市基準緩和型訪問サービス(独自 緩和)サービスコード表

単位の小数点
以下は四捨五入

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1121	基準緩和型訪問サービス/211	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	1,016	1月につき		
A2	2121	基準緩和型訪問サービス/211日割		(1)1週に1回程度の場合 1,016 単位 日割の場合	33 単位	33	1日につき
A2	1221	基準緩和型訪問サービス/212		(2)1週に2回程度の場合 2,030 単位 日割の場合	2,030	1月につき	
A2	2221	基準緩和型訪問サービス/212日割			67 単位	67	1日につき
A2	1331	基準緩和型訪問サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,221 単位 日割の場合	3,221	1月につき	
A2	2331	基準緩和型訪問サービス/213日割			106 単位	106	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4011	基準緩和型訪問サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	200		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			